

諫早湾干拓事業による堤防閉め切り15年に際しての声明

2012年4月14日

日本共産党長崎県委員会

4月14日、諫早湾干拓の潮受け堤防による閉め切りから15年目を迎えた。福岡高裁判決が命じた「常時開門」まで3年間の猶予期間も、はや半ばが過ぎようとしている。

国は判決に従い、期限までに開門する対策をすすめる法律的な義務を負っているにもかかわらず、その責任を果たそうとせず、事態を一層紛糾させている。

■福岡高裁判決は、干潟の消失、潮流速の減少、貧酸素水塊や赤潮発生の促進などをあげて「潮受け堤防の閉め切りによって漁民らの漁業被害が発生した蓋然性が高く、堤防の閉め切りと漁業被害の因果関係を肯定するのが相当」と認めた。そのうえで堤防閉め切りの違法性について「漁民は生活の基盤である漁業行使権に高度の侵害を受けており、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する程度の違法性がある」とした。

国は、常時開門を実施して一日も早くこの違法状態を解消する義務があるにもかかわらず、開門義務を真摯に果たそうとする姿勢がまったく見えない。開門方法ひとつをとっても、裁判の内外において、段階的開門が一番の方策と提起されているにもかかわらず、全開門と同列に扱っている。いたずらに開門を遅らせるものに他ならず、きわめて不誠実な対応である。

■これまでともに干拓事業を推進してきた知事にも、開門義務を果たすべき同様の責務がある。

しかし、知事はそのような立場に立とうとせず違法状態を長引かせ、事態をいっそう混乱させる態度を取っている。

昨年、高裁判決から一年に際して朝日新聞のインタビューに答え、重大な表明をおこなった。

知事は「常時開門すると、諫早湾は濁りで満たされ周辺漁場は全滅する」というが、有毒なアオコが発生するほど汚濁した調整池に海水を入れて浄化することこそ、調整池排水による漁場悪化を根絶する道である。「泥の巻き上げ防止に数千億円、農業用水に数百億円」というが、根拠もない金額をあげるのは公正な議論とはいえない。

「国のアセスではプラスの効果があるとはほとんど書かれていない」というが、国のアセスでは、諫早湾内の潮流速の増加、流入する栄養塩類の増加、調整池の塩水化などにより、漁業資源の生育や成長へのプラスの可能性があると明確に指摘されている。「最高裁が漁民の仮処分申し立てを退けたから、高裁判決に従わなくても法秩序の無視ではない」というが、最高裁は「大部分が陸上の残工事であって、それを続行しても漁民の著しい損害を生じない」としたのであり、干拓と漁業被害の因果関係を否定したり、開門を認めなかったりしたのではない。

このような知事の道理のないかたくなな態度こそ、問題解決の重大な障害になっている。関係者が集まって協議のうえ、漁民と農民が共存できる方策を確立し、一日も早く開門を実現すべきである。

■県議会は昨年10月、諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会(百条委員会)を設置し、これまで16回の調査をおこなっている。国営諫早湾干拓事業の優良営農地に、当時の金子知事(現参院議員)の親族企業「T.G.F」が入植できた経緯については、以下のことが明らかになっている。

①県農業振興公社の事務局が、法人名がわかった上で評価をおこない点数化し、事務局提出の評価表が、選考委員会でそのまま認められたこと。T.G.Fは当初は、25点満点の11点と評価されていたが、修正・加筆の点数配分で15点の評価となり、最下位で入植が決定されたこと。

②大村市農業委員会の農業生産法人4要件の確認が厳密でなかったこと。当時の関係者は「便宜をはかったと言われてもいたしかたない」と、一旦は否定しながらも、認める証言をしている。

③T.G.Fの元社長は、農業生産法人についてよく知らないまま、会社を立ち上げていたこと。農業生産法人の要件として、役員のお半数は60日以上農作業に従事しなくてはならず、社長は、計画では90日となっていた。しかし、農作業に従事する考えを当時は持っていなかったし、実際に農作業に従事したことは一日もなかった。それなのに、立ち上げた年度の報告書では、40日従事していたと、虚偽の報告をしていた。

④農林部長(当時)の証言によれば、2007年(平成19年)9月3日、諫干入植者公募が終わった時に、知事に対し、どこから応募があったかを、企業名を全部報告したこと。知事はこの時、親族企業の応募も把握している。

わが党は引き続き百条委員会で、入植者選考についての元知事との関わりなど、真相究明のために全力を尽くす。

なお、干拓農地のリース事業については、長崎県包括外部監査人が、「財団法人長崎県農業振興公社が行う諫早湾干拓地における農地貸付事業と用地取得資金の返済スキーム」について、「検証で見えてきたものは、公社の経理処理の誤りと県側においても未収利息の未認識があり、貸付要綱や契約書の記載内容の不備もあり、将来の返済スキームに潜在するリスクに対する認識の不十分さも見られる」と、指摘していることも重大である。

■有明海における漁業被害は、今年もますます深刻になり、漁民の窮状は開門による漁場の改善を、これ以上先送りすることを許さない状況にある。

日本共産党は国と県が関係者と協議を尽くして合意を図り、一日も早く判決通りの開門を実現するよう強く要求し、その実現のために今後とも全力を尽くすものである。